

A 3 - 3 8

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . A 3 - 8 - 0

鹿 相 第 5 7 号

令 和 5 年 3 月 1 4 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

檔 情報公開係 TEL ■■■■■

鹿児島県警察における訓令等の公表基準について (通達)

訓令等の公表については、「鹿児島県警察における訓令等の公表基準について (通達)」(平成26年3月24日付け鹿務第326号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、このたび、相談広報課の附置機関である警察情報センターが総務課に附置されることに伴い、別添の「鹿児島県警察における訓令等の公表基準」を一部見直したことから、各所属にあつては、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和5年3月17日から施行し、旧通達は令和5年3月16日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察における訓令等の公表基準

1 趣旨

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、鹿児島県警察（以下「県警察」という。）の訓令等を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表の基準

県警察が保有する警察行政に関する情報について、次に掲げる基準により公表する（以下「公表情報」という。）。

(1) 条例，公安委員会規則，公安委員会告示及び本部長告示（以下「条例等」という。）

(2) 県警察の施策を示す公安委員会規程，本部長訓令及び本部長通達（以下「訓令等」という。）

ア 鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に掲げる不開示情報を含まないものについては、全文で公表する。ただし、次に例示する県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものについては、除くものとする。

(ア) 県警察の内部管理（人事，会計，給与，福利厚生，施設，教養等）に関する訓令等

(イ) 専ら技術的・補足的事項を定める訓令等

(ウ) その他県民生活に影響を及ぼさない訓令等

イ 条例第 7 条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するよう努めるものとする。

ウ 県警察の施策を示す訓令等に当たらない訓令等についても、県民の関心の高い事項を内容とするものについては、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

3 公表の方法

鹿児島県警察ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）に掲載するとともに、鹿児島県警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）には、公表した公表情報を備え付け、一般の閲覧に供することとする。

4 公表の時期

公表情報については、発出後、速やかに公表するものとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でないとする場合は、当該事情がなくなった後、速やかに公表するものとする。

5 公表の期間

公表の期間については、当該公表情報が効力を有する期間（保存期間）とする。ただし、効力を有する期間内であっても、公表情報の内容により公表の期間を短縮

することができる。

6 公表要領

(1) 公表要否の協議

訓令等の起案を行う所属長（以下「起案所属長」という。）は、「公表の基準」に基づく公表を要すると認められる訓令等の発出に際し、公表の要否について総務課長と事前に協議するものとする。

(2) 公表の承認

起案所属長は、公表する訓令等について、重要なものは警務部長の承認を受けるものとする。

(3) 公表情報の提出

起案所属長は、公表情報の写し及びウェブサイト掲載用のPDFデータを総務課長に提出するものとする。

(4) ウェブサイトへの掲載及び警察情報センターへの備付け

総務課長は、起案所属長から提出を受けた公表情報をウェブサイトに掲載するとともに、警察情報センターにその写しを備え付けるものとする。

7 公表上の留意事項

(1) 訓令等の公表に当たっては、条例第7条各号の不開示情報が含まれていないかなどを慎重に判断すること。

(2) 複数の所属に係る訓令等を公表する場合は、事前に関係所属と協議し、起案所属長が公表手続を執ること。

